附則第六十五条第一項の表第四項から第七項までの項中「第七項」を「第六項」に改め、同項の次に次のように加える。

第七項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項	について、法人税法第六十四条の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失つた場合で、かつ、当該法人が、当該事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（	により、その効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失つた日）を含む	により、当該場合に	場合を含む。）

附則第六十五条第一項の表第十一項の項中

第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項

を

第五十五条第十一項	令和二年旧措置法第五十五条第十一項

に、

第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項

を

第五十五条第十一項	令和二年旧措置法第五十五条第十一項

に改め、同表第十二項の項中

第五十五条の六第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項

を

第五十五条第十五項前段	令和二年旧措置法第五十五条第十五項前段
第五十五条の六第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項

に改め、同表第十五項の項中

第五十五条の六第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項

を

第五十五条第十九項前段	令和二年旧措置法第五十五条第十九項前段
第五十五条の六第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項

に改め、同条第二項中「が連結事業年度」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（第九項において「令和二年旧措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）」に、「同条第三項」を「旧租税特別措置法第五十七条の八第三項」に改め、同条第六項中「が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（」を「について、法人税法第六十四条の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失つた場合で、かつ、当該法人が」に、「により、当該」を「により、その効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失つた日）を含む」に、「場合を含む。）」を「場合に」に、「同項」を「第二項」に改め、同条第九項中「連結法人」を「令和二年旧措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人（以下この条において「連結法人」という。）」に改める。

（平成二十八年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十八条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中消費税法第三十条第九項第一号の次に一号を加える改正規定の次に次のように加える。

第三十条第十項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第五条中消費税法第三十二条の改正規定の次に次のように加える。

第三十五条の二第一項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第十条中租税特別措置法第八十六条の五の改正規定を次のように改める。

第八十六条の五第十三項中「前項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項の次に次の三項を加える。

13　被災事業者である適格請求書発行事業者（消費税法第二条第一項第七号の二に規定する適格請求書発行事業者をいい、その課税期間に係る同法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高が千万円以下である者に限る。以下この項及び次項において同じ。）が、指定日までに同法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その提出があつた日の翌日に、同条第一項の登録は、その効力を失う。この場合において、当該適格請求書発行事業者のその提出があつた日の属する課税期間に係る同法第九条第一項及び第十五条第六項の規定の適用については、同法第九条第一項中「である者（適格請求書発行事業者を除く。）」とあるのは「である者」と、同法第十五条第六項中「の初日において適格請求書発行事業者である場合又は当該課税期間における」とあるのは「における」と、「若しくは」とあるのは「又は」とする。

14　前項の規定は、被災事業者である適格請求書発行事業者が、第三項の届出書を提出した場合について準用する。この場合において、前項中「同法第五十七条の二第十項第一号の規定による」とあるのは「第三項の」と、「の翌日」とあるのは「に、同法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書がその納税地を所轄する税務署長に提出されたものとみなし、同日の翌日」と、「のその」とあるのは「の第三項の届出書の」と読み替えるものとする。

15　消費税法第五十七条の二第十一項の規定は、第十三項（前項において準用する場合を含む。）の規定により同条第一項の登録がその効力を失つたときについて準用する。この場合において、同条第十一項中「第六項の規定による登録の取消しを行つたとき、又は前項」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の五第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）（納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例）」と、「取り消された又はその」とあるのは「その」と読み替えるものとする。

附則第一条第七号の二中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改め、同条第七号の三中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第八号中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第九号中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改め、同号イ中「三十五年改正規定」を「五年改正規定」に改める。